

東京都計画一団地の住宅施設の変更 (練馬区決定)

石神井関町二丁目第6住宅を関町北四丁目一団地の住宅施設に名称を改め次のように変更する。

名 称	関町北四丁目一団地の住宅施設	
位 置	練馬区関町北四丁目地内	
面 積	約2.0ha	
建 築 物 〔 密 度 〕 の 限 度	建築面積の敷地面積に対する割合	延べ面積の敷地面積に対する割合
	4/10以下	10/10以下
住 宅 の 予 定 戸 数	高層	——
	中層	約190戸
	低層	——
	計	約190戸
配 置 の 方 針	道 路	団地の外周に、原則として幅員6m以上の区画道路を配置し歩道を設置する。
	公 園 お よ び 緑 地	公園：2箇所、約2,300㎡ 緑地：団地内に適宜配置する。

配 置 の 方 針	公 共 施 設	その他の公共施設	上水道：水道業者より供給を受ける。 下水道：公共下水道に放流する。 ガ ス：ガス事業者より供給を受ける。
	公 益 的 施 設		集 会 所：1箇所 駐 車 場：計画戸数の約3割に相当する台数分を確保し団地内に適宜配置する。 自 転 車 置 場：計画戸数の約1.5倍に相当する台数分を確保し団地内に適宜配置する。
	住 宅		周辺環境との調和を図りつつ、土地の合理的かつ有効な利用を図るため、中層住宅を適宜配置する。 また、住棟の周辺等は緑化に努める。

「区域並びに公共施設、公益的施設および住宅の配置は計画図表示のとおり。」

理由 地域の特性に応じて土地の合理的かつ有効な利用を図りつつ、良好な居住水準と居住環境を有する公共住宅の供給に寄与するため変更する。

新旧対照表

() 内は変更前を示す

名 称		関町北四丁目一団地の住宅施設 (石神井関町二丁目第6住宅)	
位 置		関町北四丁目地内 (関町二丁目地内)	
面 積		約2.0ha (約2.99ha)	
建 築 物 〔 密 度 〕 の 限 度		建築面積の敷地面積に対する割合	延べ面積の敷地面積に対する割合
		4/10以下	10/10以下
住 宅 の 予 定 戸 数	高層	—————	
	中層	約190戸	
	低層	————— (約76戸)	
	計	約190戸 (約76戸)	
配 置 の 方 針	公 共 施 設	道路 団地の外周に、原則として幅員6m以上の区画道路を配置し歩道を設置する。	
	公 園 お よ び 緑 地	公園：2箇所、約2,300㎡ (児童公園2箇所) 緑地：団地内に適宜配置する。	

配 置 の 方 針	公 共 施 設	その他の公共施設	上水道：水道業者より供給を受ける。 下水道：公共下水道に放流する。 ガ ス：ガス事業者より供給を受ける。
		公益的施設	集 会 所：1箇所 駐 車 場：計画戸数の約3割に相当する台数分を確保し団地内に適宜配置する。 自 転 車 置 場：計画戸数の約1.5倍に相当する台数分を確保し団地内に適宜配置する。
		住 宅	周辺環境との調和を図りつつ、土地の合理的かつ有効な利用を図るため、中層住宅を適宜配置する。 また、住棟の周辺等は緑化に努める。

「区域並びに公共施設、公益的施設および住宅の配置は計画図表示のとおり。」

理由 地域の特性に応じて土地の合理的かつ有効な利用を図りつつ、良好な居住水準と居住環境を有する公共住宅の供給に寄与するため変更する。

変更概要

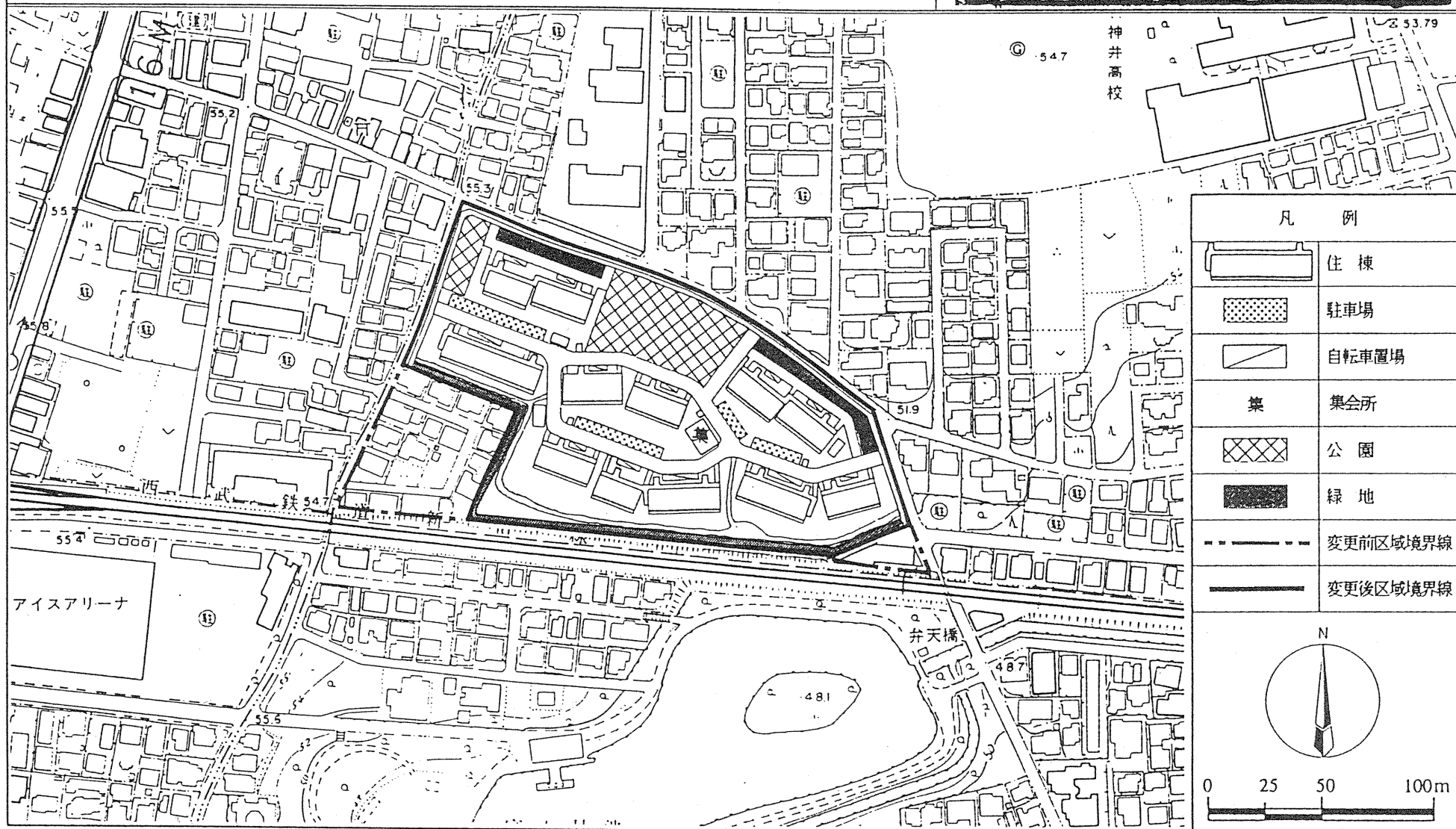
名 称	変 更 概 要
関町北四丁目 一団地の住宅施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 名称の変更 (旧) 石神井関町二丁目第6住宅 ⇨ (新) 関町北四丁目一団地の住宅施設 2 位置の表示の変更 (旧) 関町二丁目地内 ⇨ (新) 関町北四丁目地内 3 区域・面積の変更 (旧) 約2.99ha ⇨ (新) 約2.0ha (区域の変更は計画図のとおり) 4 建築物(密度)の限度 (旧) 規定なし ⇨ (新) 建ぺい率: 4/10以下 容積率 : 10/10以下 5 住宅の予定戸数の変更 (旧) 約76戸 ⇨ (新) 中層 約190戸 6 公園の配置の方針の変更 (旧) 児童公園2箇所 ⇨ (新) 公園2箇所 約2,300㎡ 7 公益的施設の配置の方針の変更 (旧) 規定なし ⇨ (新) 集会所: 1箇所 駐車場: 計画戸数の約3割に相当する台数分を確保し団地内に適宜配置する 自転車置場: 計画戸数の約1.5倍に相当する台数分を確保し団地内に適宜配置する

東京都市計画一団地の住宅施設

関町北四丁目一団地の住宅施設計画図 (配置図)

確認 平成9年7月30日

所管部課名 地域計画部土地利用計画課



凡 例	
	住 棟
	駐 車 場
	自 転 車 置 場
	集 会 所
	公 園
	緑 地
	変更前区域境界線
	変更後区域境界線

